

諸外国の第三者機関が承認を行わない理由について

諸外国の第三者機関はあくまでオンブズマン（後記 1 ご参照）等として、行政を監視するために行政の外部に立つ組織として設置されているため、行政機関の行為を承認することは難しいのではないかと考えられる。

1 オンブズマン制度

オンブズマン制度はスウェーデンに起源を有するもので、スウェーデン語で「代理人」を意味する。1810年にスウェーデンで最初の議会オンブズマンが任命され、議会の代理人として、行政を監視し国民の権利利益を擁護する機能を担ってきた。その後、デンマーク、ニュージーランド、イギリス、フランス等多くの国へと普及していった。

日本においても、ロッキード事件以降オンブズマン制度の検討が進められ、1986年には総務庁オンブズマン制度研究会で報告書が作成された。しかし同報告書では、①オンブズマンを国会ではなく行政府に設置する、②オンブズマンは苦情申立てがあった場合のみ活動する、③オンブズマンは懲戒権や刑事訴追権は有さずに、勧告と公表権を有するものとされており、スウェーデン型のオンブズマンとは異なる型のオンブズマン制度が検討された。¹

2 諸外国における第三者機関の位置づけ

諸外国における第三者機関の法的位置づけは以下のとおりである。

（1）イギリス

イギリスの第三者機関は、いずれかの省庁の下にある機関ではなく、また大臣等の命令に服するものではない。また第三者機関は、女王の下機関ともみなされない。予算面等あらゆる面において、第三者機関は政府から完全に独立した機関となっている。

（2）オーストラリア

オーストラリアの第三者機関は、独立して権限を行使する、内閣に置かれた政府機関である。

¹ なお、現在我が国において設置されている、国レベルのオンブズマンは、内閣府の市場開放問題苦情処理体制（貿易・投資オンブズマン、Office of Trade and Investment Ombudsman）があるが、これは国民を対象としたものではなく、外国企業からの苦情を受け付け、解決をあっせんするものである。

オーストラリア法改革委員会（Australian Law Reform Commission）における議論からは、第三者機関が規制当局となって行政機関等におけるプライバシー等を規制するというよりも、プライバシー法を遵守する責任は行政機関にあり、またそれをどのように遵守するかも行政機関自身の裁量で判断するものとの傾向があるとも推測される²。

（３）カナダ

カナダの第三者機関はオンブズマンとして理解されている。第三者機関は議会に仕えるもの（Officers of Parliament）であり、議会に直接責任を負う独立した機関である。

なおプライバシーコミッショナーと同様の地位にある他の機関としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 監査官（Auditor General）
- ・ 最高選挙官（Chief Electoral Officers）
- ・ 公用語コミッショナー（Commissioners of Official Languages）
- ・ 情報コミッショナー（Information Commissioners、情報公開法（Access to Information Act）に対するコミッショナー）
- ・ 利益相反・倫理コミッショナー（Conflict of Interest and Ethics Commissioner）、
- ・ 公的部門健全性コミッショナー（Public Sector Integrity Commissioner）
- ・ ロビー活動コミッショナー（Commissioner of Lobbying）

カナダでは、第三者機関は調査・監査を行ったり助言したりする立場にあり、プライバシー法を所管して責任を持つのは行政機関であるとされている。またプライバシー法を遵守する義務は各行政機関に課せられている。

（４）アメリカ

民間部門向けの第三者機関としては連邦取引委員会（FTC）等が存在するが、行政機関に

²オーストラリア法改革委員会は、個人情報の取扱いに重大な影響を及ぼす新しいプロジェクトについて、第三者機関に PIA の指示権限を付与すべき、との提言を行った（オーストラリア法改革委員会による提言（‘For your information, REPORT Australian Privacy Law and Practice’ 1574 頁））。

かかる議論の際、第三者機関はこの提言に対し反対を表明したが、その理由として、第三者機関に PIA の指示権限を付与しては、PIA が行政機関自身による取組みというよりも、むしろ規制当局によって課せられたプライバシーに関する負担であると認識されてしまう旨の懸念を示した。

また他の団体の意見として、第三者機関が PIA に関する好取組み事例（ベストプラクティス）についてガイドラインを発行するのは良いが、プライバシー法をどのように遵守するか決定するのは行政機関自身であり、第三者機関は、プライバシー法をどのように遵守すべきかについてや PIA を実施すべきか、PIA をどのように実施すべきかについて指示すべきではないとの主張もあったとのことである。

さらにオーストラリア法改革委員会自身も、第三者機関のかかる権限は、PIA が必要であるにもかかわらず実施されない場合の最後の手段であるとの意見を述べている。

対する第三者機関は設置されていない。

3 日本の第三者機関における検討

個人情報保護ワーキンググループ報告書では、行政機関等から独立性を有する機関として第三者機関を設置すべきとされており、これを受け、社会保障・税番号大綱においても、第三者機関の委員長及び委員は独立して職権を行使し、任命も両議院の同意を得るものとする事が決定された。その設置形態については具体的には決定されていないものの、三条委員会、八条委員会又はその他の形態となるか否かに関わらず、あくまで「行政機関」であることが想定されている。

一方、これに対し諸外国の第三者機関は、たとえばイギリスやカナダの第三者機関は、「行政機関」には該当しないものと考えられる。第三者機関は、行政を監視するために行政の外部に立った組織として設置されており、議会等の代理人として議会の行政監視機能を代替・補完するものである。そのため、行政権の作用に対し、個別に強い規制権限をもって介入することは権力分立の観点から望ましくなく、したがって行政機関の行為を承認することは難しいのではないかと考えられる。

日本では、将来的に個人情報保護法に基づく第三者機関が設置されるのであれば、個人情報・プライバシー保護一般についてより独立性が高い機関が設置され、諸外国の第三者機関に類似した機関となる可能性はあるものの、現段階では、番号法に特化した第三者機関であり、情報保護評価の対象も、行政情報システム全般ではなく、「番号」に係る個人情報を取り扱うシステムが予定されている。つまり、今般設置予定の第三者機関は、諸外国の第三者機関とは異なり、行政機関から独立性を有する機関ではあるものの、組織の形態としては「行政機関」であることが想定されているため、行政機関の行為を承認するとしても矛盾のないものと考えられるのではないかと。